

# 福岡県共通感染症発生状況等調査事業実施要領

## 第1 目的

動物における病原体の保有状況の調査を行い、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」という。）の発生状況を把握することで得られた結果等について、医療及び獣医療関係者並びに行政が共有し、人に感染した場合の迅速な診断につなげる等の共通感染症対策に資することを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課（以下「がん感染症疾病対策課」という。）とする。

## 第3 事業の実施

福岡県内に所在する動物診療施設のうち、公益社団法人福岡県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）から推薦を受けた動物診療施設（以下「協力動物病院」という。）、福岡県保健環境研究所（以下「保環研」という。）及びその他必要な関係機関等の協力を得て行う。

## 第4 検体採取機関の選定方法等

県獣医師会は、「別紙1」に定める各地域に協力動物病院を2施設選定し、がん感染症疾病対策課に推薦する。

## 第5 調査等実施期間

### （1）検体採取

令和元年12月～令和2年10月

### （2）検査実施

令和元年12月～令和2年10月

### （3）検査結果の分析

令和元年12月～令和2年10月

## 第6 調査対象及び検査法等

本事業の対象疾病、対象動物及び検査方法等は、以下のとおりとする。

### （1）対象疾病

- ① コリネバクテリウム・ウルセランス感染症
- ② 重症熱性血小板減少症候群（以下「SFTS」という。）

### （2）対象動物及び採取検体

- ① コリネバクテリウム・ウルセランス感染症  
猫の咽頭ぬぐい液
- ② SFTS  
犬及び猫の血清

### （3）検体採取及び送付方法

協力動物病院にて、治療、予防接種、または一時預かり等の目的で来院する猫の咽頭ぬぐい液、犬及び猫の血清を採取する。

採取した検体は冷蔵保存し、検体送付スケジュールの指定日の午後に発送する。

詳細については、「別紙2」に定める。

(4) 検査方法等

検査方法等は下表のとおりとする。

なお、詳細については、「別紙3」に定める。

対象疾病	検査対象	検査法	検査機関	予定検体数
コリネバクテリウム・ウルセランス感染症	猫の咽頭ぬぐい液	・分離同定 ・ジフテリア毒素原生試験	保環研	猫：160
SFTS	犬及び猫の血清	・遺伝子検査 ・IgG抗体検査 ・IgM抗体検査		犬：56 猫：56

第7 検査結果の取扱い

(1) 検査結果の報告

- ①保環研は、各検体の検査結果について、別紙様式「検体管理票」によりがん感染症疾病対策課あてに報告する。
- ②がん感染症疾病対策課は、保環研から報告のあった検査結果について、福岡県獣医師会及び協力動物病院に対し還元する。

(2) 検査結果の取扱い

- ①がん感染症疾病対策課は、保環研に対し、検査結果の集計の依頼を行う。
- ②保環研は、検査結果の集計を行い、集計結果をがん感染症疾病対策課へ提出する。
- ③がん感染症疾病対策課は、保環研から提出された集計結果について、福岡県獣医師会に分析を依頼する。
- ④がん感染症疾病対策課は、分析結果を踏まえ、「福岡県共通感染症発生状況等調査事業報告書」（以下「事業報告書」という。）を作成し、ワンヘルス推進協議会で報告する。

(3) 情報提供

がん感染症疾病対策課は、事業報告書について、公益社団法人福岡県医師会、県獣医師会、保健所設置市、関係機関等に情報提供を行う。

第8 その他

本実施要領に定めるほか、必要な事項については、関係機関と協議の上、がん感染症疾病対策課長が定める。